

## 第57回鳥取市民美術展 受賞作品のご紹介

問 本庁舎文化交流課 ☎ 0857-20-3226 ☎ 0857-20-3040

5月13日～20日まで開催された「第57回鳥取市民美術展」で、次のみなさんが各賞を受賞されました。

【受賞者一覧】 (受付順、敬称略)

部門	賞名	氏名	作品名
日本画	市展賞	あしざわ まきえ 芦澤喜美枝	雪原
		おきき きょうこ 尾崎 恭子	私の本箱
	鳥取市議会議長賞	あると けいこ 古田 啓子	道程
洋画	市展賞	もりた ひでお 森田 秀雄	作業場
		もりもと まさえ 森本 正枝	武者
		おおた たけき 太田 為樹	ある情景
	ながみ だいじ 永美 大路	メモント=モリ	
遠藤董先生顕彰会長賞	ふくだ たかし 福田 隆	高二の秋	
書道	市展賞	よねむら いくぼ 米村 郁芳	劉基の詩
		まるやま へきすい 丸山 碧水	朱國祚詩
		きぬがさ しょうぶん 衣笠 祥雲	李俊民詩
		かわもと しほ 川本 志歩	さくら舞う
	こたに きさこ 小谷佐知子	萬古清風	
鳥取商工会議所会長賞	あだち しげよ 足立 恵世	雲の色	
デザイン	市展賞	いがえる いどあ 井蛙 idoa	鳥取市再発見 -カエルバージョン-

部門	賞名	氏名	作品名
デザイン	鳥取ユネスコ協会賞	あしだ てつまさ 岸田 鉄正	祈り(切り絵)
写真	市展賞	あべ たかあき 安部 隆明	悲しみの上に 音無く雪は降り
		しみず まさひこ 清水 雅彦	厳冬
		のだ みつ子 野田みつ子	冬のおくりもの
	やまね としみち 山根 俊道	過去・未来	
	鳥取市文化団体協議会長賞	いしい たか 石井 嵩	水温む
彫刻	市展賞	えざわ けんじ 江澤 賢二	惑星人
	鳥取市社会教育事業団理事長賞	たにくち まさかず 谷口 昌万	年輪と錆、 共にりんと
工芸	鳥取民藝美術館賞	みかも よりあき 美甘 頼昭	ステンドグラス
版画	鳥取市教育福祉振興会理事長賞	あけぼ かつこ 明穂 和子	佳景湖山池阿弥陀堂
企画展	市展賞	みちの さやか 三谷 さやか	すてきなバカモノ
	鳥取市文化財団理事長賞	にしお はるか 西尾 遥	笑

※作品写真は鳥取市民美術展ホームページでご覧いただけます。

## 発達支援の窓口です こども発達支援センター

お気軽にご相談ください!

問 こども発達支援センター(教育センター内) ☎ 0857-20-3204 ☎ 0857-20-3905



こども発達支援センターは、子どもの発達を総合的に支援する窓口です。お子さんの健やかな成長を願って、教育と福祉が一体となり、今年5月に開設しました。お子さんに合わせた、きめ細やかな支援を共に考え、育ちを援助します。

ところ 鳥取市寺町150(鳥取市教育センター内)  
相談時間 月～金曜日(祝日・年末年始は休み)  
8:30～17:15

### 【主な相談】

●発達に関する相談  
発達に関する相談に専門スタッフが応じます。

- 保育訪問相談  
スタッフが保育園、幼稚園などに出かけ、集団の場での子どもの育ちを支援します。
- 就学・教育相談  
就学に関することや、学校生活・学習などの相談、特別支援教育に関する相談をお受けします。
- こどものための心の相談電話  
子どもの学校生活全般に関することや、ご家庭での子育てなど、様々な悩みの相談をお受けします。  
こころの相談電話 月～金曜日(祝日・年末年始は休み)  
☎ 26-3877 8:30～17:00
- 児童発達支援センター若草学園(湖山町西一丁目)  
発達支援の必要な児童が通園し、生活自立を目指して、療育を実施しています。  
若草学園 ☎ 28-1233  
※相談は無料。どなたでも、何度でもお受けします。

## 後期高齢者医療制度

問 駅南庁舎保険年金課 ☎ 0857-20-3487 ☎ 0857-20-3407

保険料額が決定しました。保険料の納入通知書は、7月中旬に被保険者のみなさんにお送りします。

■保険料 算定方法は次のとおりです。

$$\text{【均等割額】 【所得割額】}$$

$$\text{保険料} = 42,480 \text{円} + \text{所得} \times 8.07\%$$

※保険料の最高額(賦課限度額)は62万円です(中間所得者層の負担とのバランスなどを図るため、昨年度より引き上げられました)。

※低所得者や被扶養者を対象に軽減措置を行います。

### ■納入方法

年金からの徴収(特別徴収)が基本ですが、納付書による納付(普通徴収)や、両方法による徴収(併用徴収)の場合があります。詳しくは納入通知書でご確認ください。

特別徴収は年金支給月(偶数月)の6回納付、普通徴収は7月から翌年2月までの8回納付となります。

### ■口座振替への変更(振替は7月から翌年2月)

申し込みは、駅南庁舎23番窓口または各総合支所でペイジー口座振替受付サービス(キャッシュカードでの口座振替手続)をご利用いただくか、ご利用の金融機関へ、通帳・届出印・納入通知書を持参して申し込んでください。

これまで国民健康保険料を口座振替で納付されていても自動的に継続されません。新たに届出が必要です。※ペイジー口座振替受付サービスを利用できる金融機関は、【鳥銀、山陰合銀、鳥取信金、島銀、中国労金、ゆうちょ(郵便局)】に限りますのでご注意ください。

### ■被保険者証の更新

現在の被保険者証の有効期限は7月31日です。7月中旬に8月1日から1年間有効の新しい被保険者証を送付します。

### ■限度額適用・標準負担額減額認定証の更新および交付

住民税非課税世帯の人が対象となる限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限も被保険者証と同じ7月31日です。

(1) 現在お持ちの人

現在、認定証をお持ちで、住民税非課税世帯と確認できた人には、8月1日から1年間有効の新しい認定証を被保険者証に同封して7月中旬に送付します。

※窓口での更新手続きは不要です。

(2) 新たに手続きされる人

住民税非課税世帯に該当し、認定証が必要な人は、次のものを持参のうえ駅南庁舎23番窓口または各総合支所市民福祉課へ申請してください。

①後期高齢者医療被保険者証

②マイナンバーカードなど ③認め印

※代理申請の場合は、代理人の本人確認ができるもの

### ■現役並み所得者の限度額適用認定証の交付

平成30年8月診療分から年間所得に応じて高額療養費の上限額が3つの区分に細分化されます。

現役並み所得者で、本人または同一世帯の被保険者の住民税課税所得が690万円未満の人は、「限度額適用認定証」の発行が受けられます。

手続きについては、新しい被保険者証の送付時にチラシを同封します。

## 第3期鳥取市特定健診等実施計画 および第2期鳥取市国民健康保険 保健事業実施計画(データヘルス計画)を策定しました

問 (特定健診等実施計画)さざんか会館健診推進室  
☎ 0857-20-0320 ☎ 0857-20-3915  
問 (国民健康保険保健事業実施計画)

駅南庁舎医療費適正化推進室

☎ 0857-20-3441 ☎ 0857-20-3407

このたび「第3期鳥取市特定健診等実施計画」および「第2期鳥取市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)」を策定しました。

「第3期鳥取市特定健診等実施計画」は特定健康診査・特定保健指導の実施による生活習慣病の抑制、「第2期鳥取市国民健康保険保健事業実施計画」は保健事業の実施による生涯に渡る健康づくりの促進および国民健康保険財政等の安定化を目標としており、計画の期間はどちらも平成30年度から平成35年度の6年間です。

中央保健センター健診推進室、保険年金課医療費適正化推進室、各総合支所市民福祉課で閲覧できるほか、本市公式ホームページでも公開しています。

## ご存知でしたか? 介護保険料・後期高齢者医療保険料は普通徴収から始まります

問 介護保険料: 駅南庁舎長寿社会課  
☎ 0857-20-3452 ☎ 0857-20-3404  
問 後期高齢者医療保険料: 駅南庁舎保険年金課  
☎ 0857-20-3487 ☎ 0857-20-3407

介護保険料\*1は満65歳、後期高齢者医療保険料は満75歳になった時から賦課されます。当初は年金から天引き(特別徴収)されず、納付書によりお支払いいただく普通徴収が始まりますので、忘れず納期限までにお支払いください。

なお、納期限までの納付が難しい事情がある場合には、必ず担当課へご相談ください(納期限までに納付がなかった人には督促状を送付します。それでも納付がないと、財産の差押(滞納処分)などにより保険料を回収させていただく場合があります)。

※1 第1号被保険者の保険料に限ります。第2号被保険者(40歳以上65歳未満)の保険料は加入している医療保険料と一緒に徴収されます。

